

令和7年度諮問第2号

令和8年度答申第1号

令和8年6月1日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市情報公開審査会

会 長 鴨志田 勝則

海老名市情報公開条例第18条第1項の規定による諮問について（答申  
）

令和8年2月24日付けで海老名市長から行われた海老名市情報公開条例第18条  
第1項の規定による次の諮問について、別紙のとおり答申する。

諮問内容

海老名市長が令和7年12月18日付けで行った行政文書一部公開決定（海老名  
市指令第501号）に対する審査請求について

## 第1 審査会の結論

海老名市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人からの公開請求に係る文書のうち一部を公開しないとする内容の一部公開決定をなしたことは妥当であり、本件審査請求は棄却とするのが相当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

1 令和7年12月5日、審査請求人は、実施機関である海老名市長に対して、海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定に基づき、次の行政文書について、公開請求をした（以下「本件公開請求」という。）。

(1) 「2025年10月、11月の最高経営会議の結果及び会議結果作成のための事務局記録（臨時会含む）」

(2) 「最高経営会議における「議員報酬等の見直しに係る関係例規の改廃について」の資料」

2 令和7年12月18日、実施機関は、情報公開条例第11条第1項に基づき、本件公開請求のうち、「2025年10月、11月の最高経営会議結果作成のための事務局記録（臨時会含む）」について、「当該文書は、行政文書として作成されない慣行となっており、実際に存在しません。」との理由で、公開しない部分とし、その余を公開するという内容の一部公開決定をなした（以下「本件処分」という。）。

3 令和8年1月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、本審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件処分に係る行政文書のうち非公開とした部分について公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

- (1) 海老名市長は、「2025年10月、11月の会議結果作成のための事務局記録（臨時含む）」の非公開理由について、「当該文書は、行政文書として作成されない慣行となっており、実際に存在しないため」としている。
- (2) しかしながら、最高経営会議では、事務局である企画財政課の職員が記録をとっており、「2025年10月、11月の会議結果作成のための事務局記録（臨時含む）」は存在しているものである。このことは、本件公開請求を行う際に、企画財政課の職員にも確認済みのことである。
- (3) 会議結果の中には、市長や副市長の挨拶と思われる発言も記載されていることから、会議結果作成に当たり、職員がとった記録が重要な役割を担っていることは明らかである。
- (4) 職員が会議で取る記録は、行政機関の保有情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定される行政文書に該当するものである。
- (5) そもそも、最高経営会議は、海老名市の最も重要な意思決定の場であり、誰が発言し、どのような議論があったかを記録することは、市民の知る権利に応えるものであるし、市の事業の事後検証等に不可欠なものである。こうした内容を記録した文書が行政文書に当たらないのであれば、会議内容を録音し、会議の内容が分かる会議録を作成すべきである。
- (6) 本件処分は、行政機関情報公開法第5条及び情報公開条例第7条に違反しており、違法である。

## 第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

### 1 実施機関の弁明の趣旨

実施機関が行った決定は妥当であるので、本件審査請求を棄却とする裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由に対する弁明

- (1) 審査請求人が、「2025年10月、11月の会議結果作成のための事務局記録（臨時含む）」は存在しているものである。このことは、本件公開請求を行う際に、企画財政課の職員にも確認済みと主張する点について

本件公開請求の際に、企画財政課の職員が、審査請求人に対し、最高経営会議の会議結果（以下「会議結果」という。）作成のために担当者メモを取っている旨を説明したことがあるが、当該メモは、職員が会議結果を作成するまでの間に専ら自己の執務の便宜のために利用する備忘録に過ぎず、出席者に配付された書類の余白等に、終了時間、決定内容の補足事項、案件の決定の有無を手書きで補記したのみであり、記した後は担当職員自身の机の中に保管し、会議結果作成後は適時廃棄をしていたものである。また、組織内で回覧や決裁に付していたわけでもない。したがって、情報公開条例第2条第2号に規定する「職務上作成し」たものには当たらず、「組織的に用いるもの」には当たらず、「当該実施機関が保有しているもの」には当たらず、同号の行政文書には当たらない。

- (2) 審査請求人は、最高経営会議にて「誰が発言し、どのような議論があったか記録することは、市民の知る権利に応えることはもちろん、市の事業の事後検証等に不可欠であり、重要かつ必須である」と主張するが、最高経営会議にてどのような議論があったか記録することについて法令等の規定による義務はなく、また、最高経営会議の設置目的が「重要事項の決定」であるところ（海老名市庁議に関する規程（昭和47年訓令第5号））、審査請求人も認めるとおり決定内容を記した行政文書として「会議結果は作成されて」おり、議論の経過に係る文書の作成がないことのみをもって「市民の知る権利」の確保や「市の事業の事後検証等」に支障があるものとはいえない。

- (3) 審査請求人は、行政機関情報公開法第2条第2項の行政文書に当たり、また、行政機関情報公開法第5条の公開義務が定められているところ、担当者メモを公開しないことはこれらの規定に反し違法であると主張するが、行政機関情報公開法は、第1条で「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにす

るとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と規定し、第2条で「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」その他国の機関を「行政機関」としている。このことから行政機関情報公開法は、国の行政機関が保有する行政文書を対象としているものである。

- (4) 審査請求人は、本件処分により一部を非公開とすることは情報公開法第5条及び海老名市情報公開条例第7条に違反し違法であると主張するが、本件処分において情報公開条例第7条は適用しておらず、情報公開条例第2条第2号の行政文書が存在しないことをもって非公開としたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 公開請求対象文書の存否について

審査請求人は、会議結果の中に、市長や副市長の挨拶と思われる発言が記載されていることをもって、同発言内容を録取するための記録（メモ等）が取られていることが推測されると主張するものようである。

しかしながら、実施機関の担当課である企画財政課への聞き取りによれば、会議結果は、最高経営会議の場で、担当職員が、パソコンを使用して、あらかじめ用意された会議結果の書式のデータに、案件の概要、結果等を直接入力し、その後、入力したデータを修正、上書きすることを繰り返しながら作成されるものであり、これとは別のメモ等から書き起こして作成されるものではないことが認められる。審査請求人の指摘する「市長や副市長の挨拶と思われる発言」についても、最高経営会議の場で、担当職員が、パソコンを使用して、直接入力を行い、その後、データを修正し、上書きすることをくり返しながら作成されたものであり、これとは別のメモ等から書き起こして作成されたものではないことが認められる。よって、会議途中の段階におけるパソコン上の記録は、上書きの都度修正されてしまい、途中経過の各時点における内容がその都度別文書としてデータファイル化されるものではない。

したがって、審査請求人が開示を求める「会議結果作成のための事務局記録」

というものが、会議結果を書き起こす元となる録取記録（メモ等）を念頭に置いているのであるとすれば、かかる録取記録（メモ等）は存在しておらず、不存在ということになる。

## 2 担当者メモにおける行政文書の該当性について

情報公開請求の受理窓口である文書法制課への聞き取りによれば、本件開示請求の際に、企画財政課が審査請求人に対し、最高経営会議の場で担当職員がメモを取っている旨の説明を行ったとのことである。

そこで、上記の説明にあるメモについて確認したところ、当該メモは、担当職員が、出席者らに配付された書類と同じ書類の余白に、自らの備忘録として、開始時刻の訂正、終了時刻の追記、件名の補足、案件の決定結果を手書きで書き込んだに過ぎないものであり、これに出席者の発言内容や議論の経過等組織的な意思決定の記録が記載されることはない。そして、このメモは、担当職員が専ら自己の執務の便宜のために利用する個人の備忘録に過ぎないものであって、会議結果作成のために作成されたものではないことが明白であり、組織内で回覧や決裁に付すこともなく、「組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」として作成されたものではないことが明白である。

したがって、上記のメモは、公開請求の対象となる行政文書に当たるものではない。

## 3 結論

以上によれば、本件処分に違法又は不当は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。よって、当審査会は、第1に記載のとおり判断する。

## 第6 処理経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和8年2月24日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和8年3月5日	諮問事案の審議